

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、Aに雇用され、○年○月○日、B所在のC（以下「事業場」という。）に配属となり、事務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、無断欠勤して所在不明となり、○年○月○日、車内で、練炭による一酸化炭素中毒で死亡しているところを発見された。
- 3 請求人は、被災者は長時間労働等が原因で精神障害を発病し自殺に至ったものであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として遺族補償給付を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分における給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求を行ったところ、審査官は、○年○月○日付けで、これを取り消す旨の決定をした。

- 4 本件は、監督署長が審査官の取消決定を受け、被災者の給付基礎日額を○円と算定して、遺族補償給付を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

本件処分における給付基礎日額を〇円として算定したことが妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件算定期間における非輪番日の当直日につき、当直時間帯のうち〇時から翌日〇時〇分についても輪番日同様、患者等への対応時間のみでなく、その時間帯の全てを労働時間と評価すべきであると主張しているため、以下検討する。

(2) 事業場における当直業務については、監督署長が、昭和30年6月16日付けで労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条による「断続的な宿直又は日直勤務」の許可をしており（以下「本件許可」という。）、本件許可に係る申請書には、被災者を含む事務局員の宿直勤務について、「宿直勤務の開始及び終了時刻：労働協約で協定する就業時刻の終了時より開始時迄」、「一定期間における1人の宿直回数：1週間に1回」、「勤務の態様：事務局員は事務室に位置し電話来訪者の応答等管理部面を担当する」と記載されている。

(3) ところで、事業場は、D及びEとFとの委託契約書及び覚書により、Gとの輪番制で、夜間及び休日の輪番日が割り当てられており、この割り振りにより、輪番日と非輪番日において、事業場における夜間の来院患者数に大きな格差が認められるところである。

この点、〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の被災者が当直勤務に従事

した日をもみても、輪番日では、1日当たり平均21.62人であったのに対し、非輪番日では、1日当たり平均4.27人である。さらに、午後〇時以降についてみると、輪番日では、1日当たり平均8.15人であったのに対し、非輪番日では、1日当たり平均1.45人となっている。

また、事業場元同僚Hは、輪番日の当直勤務については、ほとんど寝る時間はなかったと述べているのに対し、非輪番日の当直勤務については、「大概寝ようと思えば、約2時間から4時間は寝ることができたと思う。」、「特に何もなければ、〇時頃にはベッドのある部屋で休むことはできたと思う。」と述べている。

- (4) 以上の状況を踏まえ、監督署長は、給付基礎日額の算定に当たって、輪番日の当直勤務については、本件許可の範囲を逸脱した業務であると認定し、全ての勤務時間について、宿日直手当に加え、労働基準法第37条の適用があることを踏まえ算定している。一方、非輪番日については、本件許可の範囲を逸脱していない業務であると認定し、宿直中の労働時間については、患者対応等の実作業時間を除いて、労働基準法第37条の適用はなく、宿日直手当のみを基礎として算定している。

そこで、被災者の本件算定期間における非輪番日の当直勤務の〇時から翌日〇時〇分までの状況についてみると、①〇年〇月〇日の勤務では、翌日〇時〇分受付の患者1人、②同年〇月〇日の勤務では、翌日午前〇時〇分受付の患者1人、③同月〇日の勤務では、翌日〇時及び同〇時〇分受付の患者合計2人、④同年〇月〇日の勤務では、午後〇時〇分、同〇分、翌日午前〇時〇分及び同〇時〇分受付の患者合計4人、⑤同年〇月〇日の勤務では、午後〇時〇分受付の患者1人に対する会計事務等の業務を行っているが、上記④のように午前〇時から同〇時までの間に患者が来院することはごくまれであり、ほとんどが午前〇時まで若しくは翌日午前〇時以降に、患者1人又は2人が来院する程度である。また、上記①ないし⑤の勤務において、救急車による患者の搬送受け入れはなく、実際の作業に従事した時間は1日当たり30分から最大でも2時間であると認められる。

そうすると、非輪番日の〇時から翌日〇時〇分までの当直勤務は、来院する患者数もごくわずかで実際の作業も短時間のことであり、また、〇時から翌日〇時までの間は患者が来院することもほとんどなく、同時間帯に睡眠をとるな

ど十分休養ができる状況であったと認められるところであるから、当審査会としても、非輪番日の請求人の勤務は、本件許可の範囲を逸脱した勤務とは認められず、請求人が実際に患者対応等を行った実労働時間を除いて、労働基準法第37条は適用されず、宿日直手当のみを算定の基礎とすることが妥当であると判断する。

したがって、当審査会としても、監督署長が算定した本件処分の給付基礎日額は妥当なものであると判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。